

死亡退職(普通徴収)の記載例

# 給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

1.現年度 2.新年度 3.両年度

ご注意

3.2.1.新年度から1月1日までの間は、前年度の給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 1.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 2.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 3.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 4.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 5.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 6.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 7.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 8.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 9.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 10.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 11.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 12.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 13.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 14.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 15.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 16.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 17.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 18.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 19.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 20.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 21.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 22.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 23.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 24.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 25.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 26.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 27.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 28.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 29.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 30.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 31.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 32.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 33.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 34.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 35.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 36.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 37.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 38.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 39.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 40.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 41.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 42.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 43.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 44.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 45.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 46.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 47.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 48.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 49.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 50.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 51.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 52.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 53.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 54.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 55.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 56.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 57.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 58.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 59.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 60.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 61.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 62.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 63.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 64.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 65.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 66.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 67.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 68.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 69.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 70.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 71.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 72.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 73.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 74.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 75.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 76.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 77.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 78.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 79.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 80.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 81.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 82.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 83.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 84.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 85.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 86.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 87.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 88.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 89.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 90.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 91.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 92.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 93.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 94.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 95.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 96.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 97.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 98.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 99.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。  
 100.給与支払報告書の提出期限は、令和3年11月1日です。

東松島市長 くて 令和3年11月1日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居住)又は所在地	〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸100番地100												
		フリガナ	ヒガシマツシマサンギョウ カブシキガイシャ												
		氏名又は名称	東松島産業 株式会社												
		代表者の職氏名	代表取締役社長 東松島 太郎												
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5

宛名番号	フリガナ	ナルセ イチロウ										
1	氏名	鳴瀬 一郎 [旧姓]										
生年月日	昭和50年10月10日											
個人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4
1月1日現在の住所	東松島市小野字新宮前999番地											
給与の支払を受ける なくなった後の住所												
(ア)特別徴収税額 (年税額)	240,000											
(イ)徴収済額	100,000											
(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	140,000											
異動年月日	令和3年10月31日											

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	1. 異動が当年12月31日までで、申出があったため( 月 日申出)	
	2. 異動が当年12月31日以後で、特別徴収の継続の希望がないため。	
一括徴収税額 納入予定	徴収金額((ウ)と同額)	円 納入予定日 月 日
一括徴収した税額は、__月分で納入します。( __月 日納期分)		

相続人の氏名等	続柄	妻
氏名	鳴瀬 月子	
住所	東松島市小野字新宮 前999番地	
電話	0225-87-1111	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		〒												
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	フリガナ													
氏名又は名称	代表者の職氏名													
個人番号 又は法人番号														

課・係	
氏名	
電話 (内線)	

新しい勤務先では	
月割額 _____ 円を	
_____ 月分から徴収し、納入します。	
新規の場合、納入書は( 要 ・ 不要 )	

特別徴収義務者 指定番号	9999		※市町村ごとに異なります
連絡先の氏名及び 所属課、係名並びに 電話番号	課・係	総務課	
	氏名	矢本 花子	
	電話	0225-82-1111 (内線 9999)	
異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職した年の1月から 退職時までの給与 支払額	
	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 〔 月分で納入〕 3. 普通徴収	円 控除社会 保険料額
※【9. その他(特別徴収不可)】を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)		
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が100万円以下)		
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月ではない)		
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)		